

登園基準について

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿った登園基準についてお知らせします。
下記の基準を守って登園してください。

(1) 発熱の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い。 ・食欲がなく朝食、水分が摂れていない。 ・24 時間以内に解熱剤を使用している。 ・24 時間以内に 38℃以上の熱が出た。	前日38℃を超える熱が出ていない ・熱が 37.5℃以下で元気があり、機嫌がよく顔色がよい。 ・食事や水分が摂れている。 ・発熱を伴う発しんが出ていない。 ・排尿の回数が減っていない。 ・咳や鼻水を認めるが、増悪していない。 ・24 時間以内に解熱剤を使っていない。 ・24 時間以内に 38℃以上の熱は出ていない。	保護者への連絡が望ましい場合 ・元気がなく機嫌が悪い。 ・咳で眠れず目覚める。 ・排尿回数がいつもより減っている。 ・食欲なく水分がとれない。 ※ 熱性けいれんの既往児は医師の指示に従う。

(2) 下痢の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
・24 時間以内に2回以上の水様便がある。 ・食事や水分を摂ると下痢がある。 (1 日に 4 回以上の下痢) ・下痢に伴い体温が平熱より高め。 ・朝、排尿がない。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。	・感染のおそれがないと診断されたとき。 ・24時間以内に 2 回以上の水様便がない。 ・食事や水分を摂っても下痢がない。 ・発熱が伴わない。 ・排尿がある。	・食事や水分を摂ると刺激で下痢をする。 ・腹痛を伴う下痢がある。 ・水様便が 2 回以上みられる。

(3) 嘔吐の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
・24 時間以内に2 回以上の嘔吐がある。 ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである。 ・食欲がなく水分もほしがらない。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。	・感染のおそれがないと診断されたとき。 ・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない。 ・発熱がみられない。 ・水分摂取ができ食欲がある。 ・機嫌がよく元気である。 ・顔色が良い。	・咳を伴わない嘔吐がある。 ・元気がなく機嫌、顔色が悪い。 ・2 回以上の嘔吐があり水を飲んでも吐く。 ・吐き気がとまらない。 ・お腹を痛がる。 ・下痢を伴う。